

世田谷区告示第158号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

(1) 45-G475

(2) 45-G476

2 指定する起終点

(1) 世田谷区喜多見五丁目2939番5地先無番から2960番5地先無番まで

(2) 世田谷区喜多見五丁目2960番1地先無番から2963番1地先無番まで

3 用途

(1) 区管理道路

(2) 区管理道路

案内図

 新たに指定する区管理道路線

街区 喜多見五丁目 24番

